

## 令和2年度下請状況実地調査結果について

R3.4.27  
入札監理課

## 1 調査方法

## (1) 調査時期

令和3年1月

## (2) 調査対象

令和元年度に契約した落札率が低い工事の中から下請比率の高い工事等を抽出し、調査対象業者を選定した。調査を実施した業者数は、元請会社3者、下請会社7者（一次4者、二次3者）の計10者。

## (3) 調査内容

## ア 主な調査項目

- ① 下請契約及び変更契約締結の状況
- ② 下請代金の支払状況
- ③ 賃金支払状況
- ④ 社会保険加入状況及び法定福利費の支払状況
- ⑤ 施工体制台帳等の作成状況
- ⑥ その他県元請・下請関係適正化指導要綱遵守状況（下請への履行確認結果報告、下請報告書と下請金額等）

## イ 調査方法

調査対象者を訪問し、下記の関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行った。

## 【確認した関係書類】

確認項目	確認した書類
下請代金の決定に関する資料	見積依頼書、見積条件書、見積書及びその内訳書 など
下請契約から完成までの経過に関する資料	下請契約書（注文書、注文請書、基本契約書、基本契約約款）、下請変更契約書、完成引渡書 など
支払に関する資料	請求書、支払台帳、通帳、支払通知書 など
賃金支払いに関する資料	賃金台帳 など
保険加入状況に関する資料	保険者番号、保険料納付書
完成報告、履行確認に関する資料	完成届、検査結果通知 など

## 2 調査結果

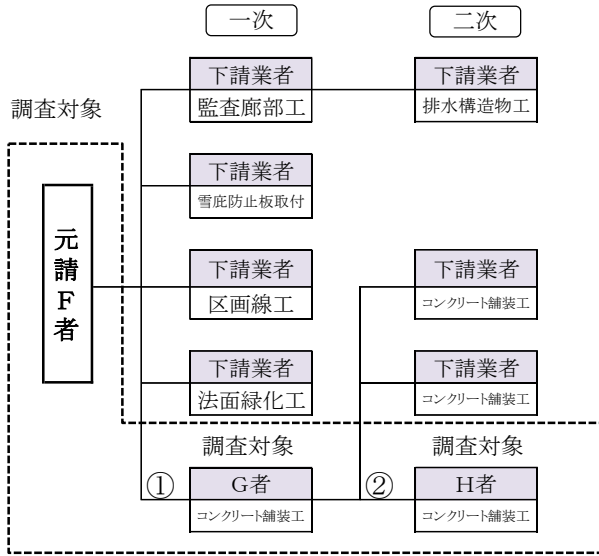
元請会社3者、下請会社7者（一次4者、二次3者）の計10者（A～J者）に下請状況実地調査を行った結果、4者7件の不適事項を確認した。

（ ）囲みが本調査を行った会社と元下契約。

工事1		建築工事（県北方部 当初契約額 2.2 億円）	
<p>&lt;施工体系&gt;</p>			
<p>1 選定理由</p> <p>下請構造が複雑なので、一次下請のB、D者及び二次下請のC、E者の契約等を確認する。</p>			
<p>2 調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②の契約において、注文請書に「県元下要綱」を遵守する旨の記載がなかったので、B者に対し記載するよう指導した。</li> <li>②の契約において、見積依頼を口頭により行っていたので、B者に対し書面で依頼するよう、C者に対し書面により依頼を受けるよう指導した。</li> <li>A者の契約において、法定福利費が注文請書に明示されていないものがあったので、明示するよう指導した。</li> <li>A者の契約において、施工体制台帳に記載する下請業者に漏れがあったので、記載するよう指導した。</li> </ul>			
落札率	89.5%	外注率	25.3%
下請業者数	17者(一次11者、二次4者、三次2者)		
<p>3 その他確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>			

**工事 2** | **舗装工事他（会津方部 当初契約額 2.7 億円）**

< 施工体系 >



落札率	89.3%	外注率	64.6%
下請業者数	8者(一次5者、二次4者)		

**1 選定理由**

外注率が64.6%と高いことから、県内の二次下請 G 者、H 者の2者の契約等を確認する。

**2 調査結果**

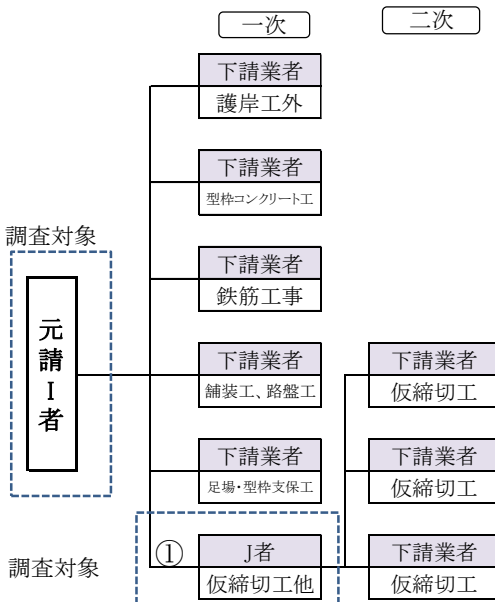
- ・②の契約において、注文請書を着手前に作成していなかったため、G 者に対し着手前に作成するよう指導した。
- ・②の契約において、注文請書に「県元下要綱」を遵守する旨の記載がなかったため、G 者に対し記載するよう指導した。
- ・①、②の契約において、見積書及び注文請書に法定福利費を明示していた。

**3 その他確認事項**

- ・F 者及び G 者においては、従業員の資格取得費用を負担している。

**工事 3** | **橋りょう下部工事（会津方部 当初契約約 2.7 億円）**

< 施工体系 >



落札率	89.3%	外注率	64.4%
下請業者数	9者(一次6者、二次3者)		

**1 選定理由**

下請構造が複雑であることから、一次下請と二次下請の立場を兼ねている J 者の契約等を確認する。

**2 調査結果**

- ・①の契約において、見積依頼書、見積書、契約書について、書面で適切に実施していた。
- ・①の契約において、法定福利費が見積書に明示されていた。
- ・①の契約において、注文請書に「県元下要綱」を遵守する旨記載があった。

**3 その他確認事項**

- ・特になし。

### 3 事業者への指導

主な不適事項について、事業者により下記のとおり口頭指導を行った。

不 適 事 項	件数	指導した業者数
(1) 契約の不適 注文請書を着手前に作成していなかった。(1件)	1件	1者 一次 1者
(2) 注文請書への法定福利費額の不明示 注文請書に法定福利額の明示がなかった。(1件)	1件	1者 元請 1者
(3) その他 ・施工体制台帳に下請業者の記載もれがあった。(1件) ・見積依頼を文書によらず、口頭で依頼していた。 (2件) ・注文請書に「県元下要綱」を遵守する旨の記載がな かった。(2件)	5件	4者 元請 1者 一次 2者 二次 1者
計	7件	4者